

平成30年第10回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 平成30年10月12日（金）午前9時30分
2. 開 会 平成30年10月12日（金）午前9時35分
3. 閉 会 平成30年10月12日（金）午前10時05分
4. 出席委員 八木 隆夫教育長
尾崎 靖二教育長職務代理者
亥埜 誠治委員
伊丹 香寿美委員
長谷川 深雪委員
5. 事務局 河野宏甲 教育次長兼学校教育部長・大湾喜久男 教育総務室長
兼学校規模適正化室長・内山美智子 学校教育部付部長・竹田和
之 生涯学習推進部長・小川暢子 生涯学習推進部付部長・和久
田寿樹 学校規模適正化室長代理・竹田知宏 学校教育部次長兼
指導課長・後藤秀也 教育総務室長代理・殿山泰央 学校規模適
正化室課長・木村浩幸 学校管理課長・寺本憲昭 学校給食セン
ター所長・本多章博 社会教育課長・真鍋成史 社会教育課長・
岡本太一 青少年育成課長代理・川村光子 図書館課長・和田亜
都子 青少年育成課係長
6. 議事日程

日程 1		会議録署名委員指名
日程 2		会議時間決定
日程 3	議案第16号	交野市放課後児童会条例施行規則の一 部を改正する規則について

7. 議事内容

八木教育長

皆さんおはようございます。

只今から平成30年第10回教育委員会定例会議を開催したい
と思います。

開催の前に事務局から本日の出席状況を報告願います。

後藤室長代理 出席状況を報告いたします。
本日の出席状況は5名でございます。
これは、地教行法第14条第3項の規定により本会議は成立いたしますことをご報告いたします。

八木教育長 報告はお聞きのとおりです。
次に、この会議ですが、地教行法第14条第7項の規定により公開できますが、本日、傍聴希望者がございませんのでこのまま進めたいと思います。
只今から、平成30年第10回教育委員会定例会議を開催したいと思います。
本日の会議は、お手元に配布しております議事日程に従い進めたいと思います。
まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。
会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い、教育長が指名することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

八木教育長 ご異議がございませんので、尾崎職務代理者を指名します。
次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。
会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただきますよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

八木教育長 ご異議ありませんので、只今より午前11時30分までといたします。
続いて、日程3 議案第16号「交野市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について」事務局、資料説明をお願い

します。

竹田部長

議案を説明させていただく前に、お詫びを申し上げます。

議案ご審議いただくに当たりましては、当然のことながら、事前に議案書、参考資料等を委員の皆様にお配りさせていただくところでございますが、事務手続きが遅れまして本日当日のご配布となってしまいました。

本日の配布の書類ですが、議案書、参考資料といたしまして新旧対照表と改正前（現在）の規則原文をお手元にお配りさせていただいております。

今後このような事がないよう、反省をしましてしっかり事務を進めて参りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

説明の方は、青少年育成課の課長代理・岡本からご説明を申し上げます。

岡本課長代理

議案第16号「交野市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。

今回の改正目的は、平成31年5月に改元が予定されていることから、様式における「平成」の表記を削る修正及び放課後児童会の入会・申請書類等の様式をWEB化するに当たり、所要の改正及び文言の整理を行うものでございます。

議案書の1ページをご覧ください。

併せて参考資料の「交野市放課後児童会条例施行規則新旧対象表」の1ページもご参照ください。

第10条第2項中「若しくは」を「又は」に改めております。

同じく1ページ、引き続き新旧対照表の1ページも併せてご参照ください。

第11条第5号中「交野市放課後児童会会費減免仮決定・決定・却下通知書(様式第7号)」を「交野市放課後児童会会費減免仮決定・決定通知書(様式第7号)又は交野市放課後児童会会費減免

却下通知書(様式第8号)」に改めます。

現行の(様式第7号)の「交野市放課後児童会会費減免仮決定・決定・却下通知書」でございますが、仮決定・決定の場合と却下の場合のように異なる内容を通知するときは、それぞれの様式で通知する必要があるため議案書の15ページにあります(様式第7号)を「交野市放課後児童会会費減免仮決定・決定通知書」に改め、新たに19ページの様式第8号に「交野市放課後児童会会費減免却下通知書」を追加いたします。

こちらにつきましては、新旧対照表の11・12ページも併せてご参照下さい。

次に、第15条第2項中(様式第8号)を(様式第9号)に改めます。

こちらにつきましては新旧対照表の13ページをご参照ください。

先程説明させていただきました会費の減免等表の様式変更に伴い、交野市放課後児童会退会届出書を、現行の(様式第8号)から、議案書21ページの(様式第9号)に改めるものとします。

続きまして、同じく1ページでございますが、施行規則別表第2「交野市放課後児童会会費減免基準表(月額)」でございます。

こちらにつきましては、新旧対照表の2ページも併せてご参照下さい。

議案書の13ページ「交野市放課後児童会会費減免申請書」(様式第6号)における減免対象区分と統一させるために、別表第2の減免対象区分における通常徴収世帯のAを削り、生活保護世帯及び就学援助受給世帯をBからAに、災害や保護者死亡等の要因により会費の納付が困難となった世帯をCからBに改めております。

次に3ページの(様式第1号)の「交野市放課後児童会入会申請書」でございます。

こちらにつきましては、新旧対照表3ページを併せてご参照ください。

この申請書だけでは、受付・入会審査は成り立たないため、決裁欄を省くとともに、管理情報欄に詳細を記入してもらえるように項目を新たに入れさせていただいております。

また、その他といたしましては、保護者が入会等の手続きを進めるうえでわかりにくい文言については、加筆及び修正を行っております。

続きまして4ページの誓約書でございます。

こちらにつきましては、新旧対照表の4ページも併せてご参照ください。

誓約書の1をご覧ください。

「就労に関することに」という、わかりやすい表現にすることで、就労証明に記載された内容に少しでも変化があった場合でも、届ける必要があることを理解してもらいやすいように修正いたしました。

続きまして5の加入保険名ですが、現在、市で加入している交野市放課後児童会傷害及び賠償責任保険名に修正しております。

8でございますが、会費を未納のまま市外へ転出した世帯に督促状を送らなければならない事案が発生した場合及び、相当の期間内に会費等を納付しなかった場合には、市の各部署及び関係機関が保有する個人情報の調査及び提供を行うことについて同意する文言を加えさせていただいております。

その他といたしまして、保護者が入会の手続きを進めるうえで、わかりにくい文言については加筆及び修正を行っております。

5ページ（様式第2号）「就労証明及び申告書」でございますが、こちらにつきましては、新旧対照表の5ページを併せてご参照ください。

自営業に就く保護者について、現行では「就労証明書及び申告書」この書類を提出するのみで申告を認めていますが、この申告書だけでは実態が明確でないため、申立内容を証明する書類、個人事業の開業届出書の控えなどを併せて提出していただけるよ

うな欄を加えさせていただきました。

次に6ページ（様式第2号）就労証明及び申告書の裏面となる「就労以外の事由による証明欄」でございますが、こちらにつきましては、新旧対照表の6ページも併せてご参照ください。

様式の方に平成の表記がございましたので、削除しております。

また、保護者が手続き等を進める上で分かりにくい文言については、加筆及び修正を行っております。

続きまして、7ページの（様式第3号）「交野市放課後児童会入会許可通知書」でございますが、こちらにつきましては、新旧対照表の7ページも併せてご参照ください。

放課後児童会入会児童登録システム変更に伴い、書式及び様式の変更を行っております。

続きまして、9ページ（様式第4号）「交野市放課後児童会入会不許可通知書」でございますが、こちらにつきましては、新旧対照表の8ページも併せてご参照ください。

こちら先程と同じでございますが、同システムが変更となったため、書式及び様式の変更を行っております。

続きまして、13ページ（様式第6号）「交野市放課後児童会会費減免申請書」ですが、こちらにつきましては新旧対照表の9ページを併せてご参照ください。

保護者が手続きを進める上で、分かりにくい文言については、加筆及び修正を行っております。

14ページ交野市放課後児童会減免申請書の裏面である「就学援助費認定名簿確認に係る同意書」でございますが、こちらにつきましては、新旧対照表の10ページを併せてご参照ください。

様式における平成の表記を削除しております。

また、減免の認定確認による勧告世帯が多いため、就学支援についての説明文を追記するとともに、文言の整理を行っております。

次の15ページ（様式第7号）19ページ（様式第8号）21

ページ（様式第9号）につきましては、1ページの会費減免等でご説明查させていただきましたので、省略させていただきます。

以上、簡単な説明ですが、ご審議のうえご承認いただきますようお願いいたします。

八木教育長

ありがとうございました。

説明は終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

伊丹委員どうぞ。

伊丹委員

新旧対照表8ページ（様式第4号）「交野市放課後児童会入会不許可通知書」の入会申請不許可理由の欄と、12ページ（様式第8号）「交野市放課後児童会会費減免却下通知書」の却下理由を記載する欄も、いずれも旧式のものよりも却下理由の欄が小さくなっていると思います。

この通知書の決定に関しては不服申し立ての対象になるので、理由がきちりと書かれていないと理由不備と言われると思うので気になっていて、特に（様式第8号）は却下理由の欄が1行程しか書けなくなっているんですが、もし却下理由が問題になるのであれば区分A「生活保護被保護世帯または就学援助費受給世帯」もBの「災害や保護者死亡等の要因により会費の納付が困難である世帯」になるのかと思うので、もしそういう場合却下するようなときには別紙で対応されるのか、そういう事考えているのですか。

小川部長

先程一部システムの話をしていただいたと思いますが、今のシステムの形式がこの形式になっているので理由を書く欄ですが実際少し狭くなってしまっている状況です。

次のシステムに変わる時はそこところは考慮させていただきたいと思います。

和田係長 不許可通知書につきまして、現在入会許可しか出したことがありませんので、不許可通知書を発行したことがございません。
ですので、印刷したことはございません。

伊丹委員 今後、ないとも限らないので、もちろんこの様式は使った上で却下理由がもし必要であれば、別紙を使って別紙に書いたら構わないと思いますが、理由をきっちりと書くというところだけお願いします。

尾崎教育長職務代理者 様式なので、面積は関係ないという解釈も成り立ちますがそういう事ではなく、様式だからこの広さということが様式上必要であるということですか？様式だから幅が広がっても狭くなくても全く構わない訳であって、様式で定めているのはそういう事という解釈であれば、今、伊丹委員がご指摘なされたことを踏まえたと理由については丁寧に対応するという事で、これは様式であるという解釈では成り立たないです。

竹田部長 一応、例規の方では文言がまず第一だと考えております。
当然、条例に伴う規則等で文言が入っていて、特に今お示しさせていただいております様式等では委員が言われるとおりのバランス等も必要だと思いますが、実際の運用はこの規則の中のバランスではなくても構わないという認識でおります。
ただ、文言が抜けている場合は当然それは規則に反するという事ですけども、様式のバランスでなければならないという事ではないと認識しております。

尾崎教育長職務代理者 これは例規集かどこかに綴られるわけですよね？

竹田部長 はい。

尾崎教育長職務代理者 でしたら、上が大変空いていますよね。

「様」と「交野市長」の間を詰めて、誤解の無いようにこの理由の欄を様式上も広くするという事は可能ですか？

小川部長 現行のシステムの形式ではなかなか難しいと思います。

尾崎教育長職務代理者 そこが先ほどのお話であった、WEB 上に問題があるという事ですね。

小川部長 そうです。

尾崎教育長職務代理者 それは、今は難しいですが今後は？

小川部長 システムでの変更時にはそのところはさせていただきます。

八木教育長 他に質疑はございませんでしょうか。
長谷川委員どうぞ。

長谷川委員 6ページ「就労以外の事由による証明欄」で就労以外の理由として、病気等とありますが、これはお母様自身が病気であって、病名がきちんと付いた場合でないと書けないという事ですか。

岡本課長代理 今、委員が言われているとおり、保護者の方が医療などからの証明が出されたものに対して放課後児童会に入会許可が下りません。

長谷川委員 あまりないとは思いますが、ケガで入院された場合のケガなどは当たらないのですか。

岡本課長代理 ケガの度合いや、入院の度合いによってはあたります。

長谷川委員 病名欄に書いてもいいんですか。

岡本課長代理 はい。
交通事故などについての例外は当たります。

長谷川委員 あるのですね。
そうしましたら、私も身近に例があったのですが、ご主人が職場で大けがをされて、遠い所入院されて手術を余儀なくされて通わないといけませんという事で、お子さんの保育等が難しいという突発的な事案に関しても、この病名のところにそういう事由を書くんですか。

岡本課長代理 「看護・介護」のところか、若しくは、「その他」のところになります。

長谷川委員 「その他」、上は空欄でも構わないのですか。

岡本課長代理 そうですね。

長谷川委員 別に病気に限らないのですね。
病名となっているので。

岡本課長代理 病名とかその他というところで・・・はい。

長谷川委員 承知しました。

八木教育長 他にございませんか。
伊丹委員どうぞ。

伊丹委員 新旧対照表の4ページで、誓約書の部分が改定されたのでお伺いします。
1項ですが以前は「職業等に変更があったとき」というところ

が、「就労に関することに変更があったとき」と文言を変えられたのでお伺いしたんですが、これは誓約書を渡すときに職業を変えたとき以外も教えて下さいという事を、口頭などで説明はされているのでしょうか。

これだけ読んでも、なかなかご趣旨が親御さんに伝わるのかと思ったので。

岡本課長代理 入会申請に来られた保護者の方に関しましては、もちろん申請書の他、入会要綱といえますか説明書的なものを同時にお渡ししたり、お渡ししながら口頭で説明させていただいています。

その折に、就労に変更があった場合には手続きをお願いするという事は、お声掛けさせていただいております

伊丹委員 あえて、ここにわざわざ変更されているので、ここにこだわりがあって意味があるのかと思ったので。

岡本課長代理 実は旧の方が、職業等という表現を使ったのですが、保護者の方によっては職業というような、例えば業種を想定される方が、度々おられたので、就労という言葉に今回変えさせていただいたという経過もございます。

伊丹委員 例えば、勤務時間が少し変わったというような事も含まれますか。

岡本課長代理 そうですね。

その辺の変更がありましたら、ご一報いただきたいという事でございます。

伊丹委員 その辺が、誓約書を読んだだけでは中が分からないので、要綱などをお渡しいただくのであれば、その中に書いていただけたらと思います。

岡本課長代理 そうですね、そうさせていただきます。

八木教育長 他にございませんか。
尾崎教育長職務代理人どうぞ。

尾崎教育長職務代理人 今回の改定は、和暦の変更やWeb上などの理由もありますが、同時にこれは非常に大事な事だと思っておりますが、保護者が分かりやすいようにいろいろ変えましたということは、行政の在り方として必要な事だと思っておりますし、説明を付け加えたという事でいい方向性だとは思いますが、特に文言を保護者に分かりやすくするために、こういう風に変えましたという事例を3つか5つあげて納得させてください。

それで、もしあれば従来、保護者からこの点について誤解が生じていたことがあり、ご迷惑をおかけしたという事実があるという、そういう事もあれば併せて、文言のここをこう変えましたという事についてお話いただければ大変いいことだと思っておりますね。

岡本課長代理 新旧対照表の3ページ、「交野市放課後児童会入会申請書」をご参照ください。

まず、1点目としまして入会児童欄の生年月日欄ですが、今回西暦と和暦で保護者が混乱しないように「※和暦でご記入下さい。」と文言を入れております。

同じ欄になりますが、今までは児童会という区分で入れておりましたが、児童会の中にも分室もございますので、ここも一緒でございますが、コメ書きで、「分室は、児童会の後に分室とご記入ください。」という文言を入れております。

欄が変わりますが、「保護者に限り、単身赴任等で同居していない場合もご記入下さい。」という事で、単身赴任の保護者の方書き忘れが多いという事もありまして、この文言を入れさせていただいております。

新旧対照表の10ページですが、先程の説明とも重複するかも

しれませんが、就学援助費受給世帯での減免申請について新旧比べますと、今回の改正では説明を追記していますのでよろしくお願いしたいと思います。

尾崎教育長職務代理者

ありがとうございました。

とてもいいと思います。

そういった努力をしていただくということは、行政上の運営もスムーズにいきますし、保護者のためのみではなく行政の効率化にも役立つと思いますので努力の敬意を表したいと思います。

ありがとうございました。

八木教育長

他に質疑はございませんか。

亥埜委員どうぞ。

亥埜委員

児童会ですが、郡津小学校はいつぱいと聞きますが、今後は不許可が出る程の状況なのか。

まだまだ余裕がある状況なのか。

その状況を伺います。

小川部長

委員ご指摘のとおり、今後の学校もそうですが、児童の推移をみますと、全国的にはゆくゆくは減っていくのしょうけれども、ここ3・4年の間は右肩上がりになる児童会が数か所ございます。

それにつきましては、新規で建てるということもなかなか難しい状態ではありますが、新規で建てる、もしくは集会所等近場で空いている物件が、ございましたらお借りするもしくは、学校の中で放課後の時間に使えるような部屋があればお借りするというような事で、今のところ調整をさせていただいておる状況でございます。

八木教育長

今、最後のところなどは学校の教室で少人数の部屋で自習室の

ようにして使って、しばらくは凌いでおこうかというところもありますね。

よろしいですか

他に質疑はございませんか。

各委員 質疑なし

八木教育長 質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。

議案第16号「交野市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり可決してもよろしいかお伺いします。

各委員 異議なし

八木教育長 異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり可決しました。

以上で日程3議案第16号「交野市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について」を終わります。

本日の案件は以上でございます。

よって、10月第10回教育委員会定例会議を終了いたします。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長

委員
